

多重債務者相談の受付状況について(令和6年度)

東北財務局では、平成20年度から多重債務者相談窓口を開設し、平成24年5月以降は、東北6県すべての窓口で相談を受け付けています。

窓口には専門の相談員を配置し、借金を抱えてお悩みの方からの相談に応じています。

東北財務局における令和6年度の相談受付状況は、以下のとおりです。

相談件数

- 令和6年度の多重債務者相談の受付件数は496件で、前年度(377件)に比べ31.6%増加しました。

相談者の借入れの傾向・相談内容

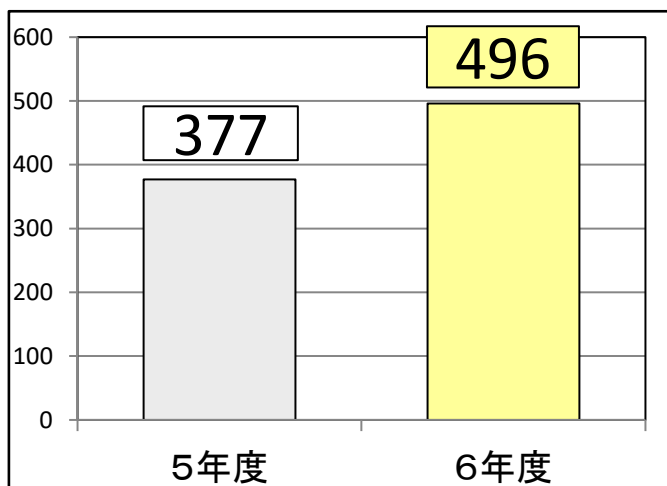
- 借金のきっかけは「低収入・収入の減少」とする相談が最も多く、「生活費の不足を補うために借入れを始めた。返済のための借入れを繰り返しているうちに返しきれなくなってしまった。」などの声が多く聴かれます。
- 相談事例の中には、家族に関する問題や自身のこころの病などを併せて抱えているケースもみられます。

相談結果

- 相談の内容により、専門の相談員が、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて弁護士や司法書士などの専門家に引き継いでいます。
- 相談者の多くが、適切な制度や窓口の紹介を受けるほか、自己破産、任意整理等の債務整理により、問題の解決に向かっています。

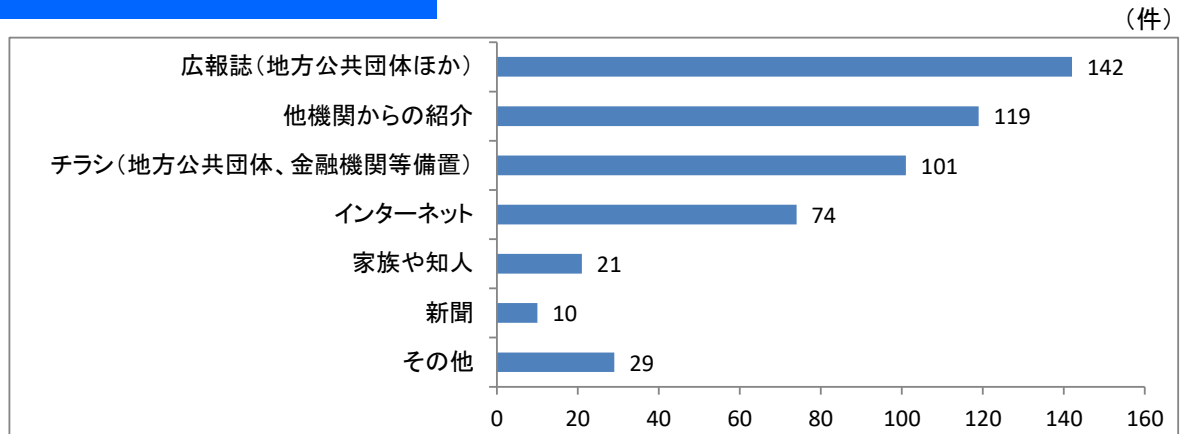
相談件数の推移

(件)

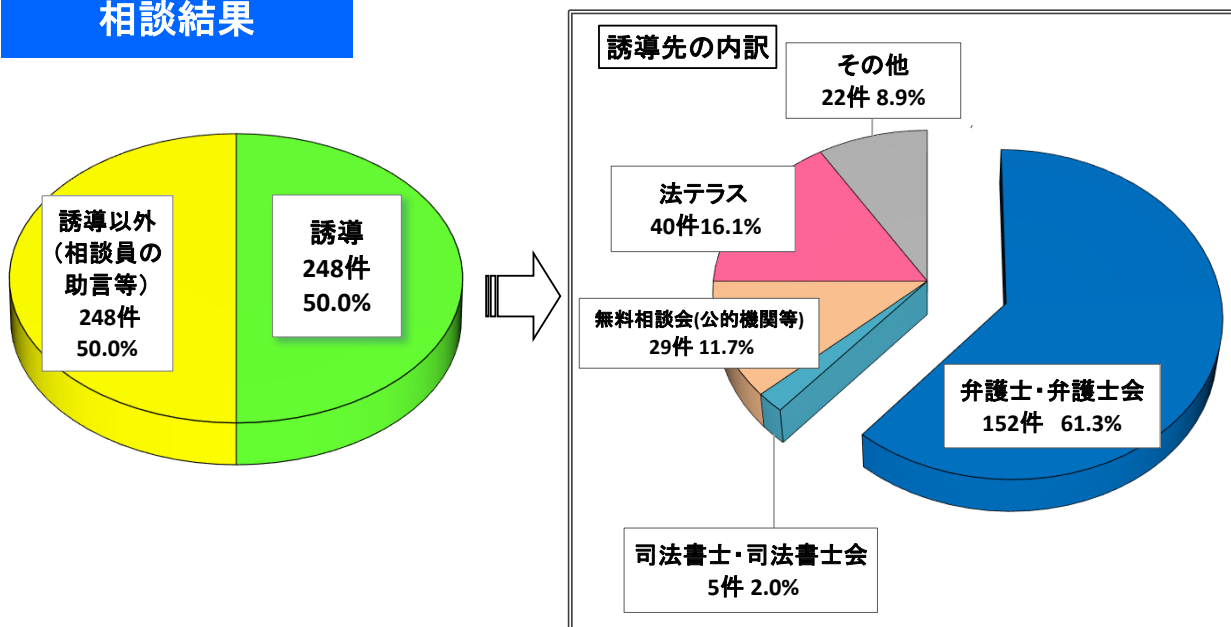


	令和5年度	令和6年度
相談件数	377	496
対前年度比 増減率	7.4%	31.6%

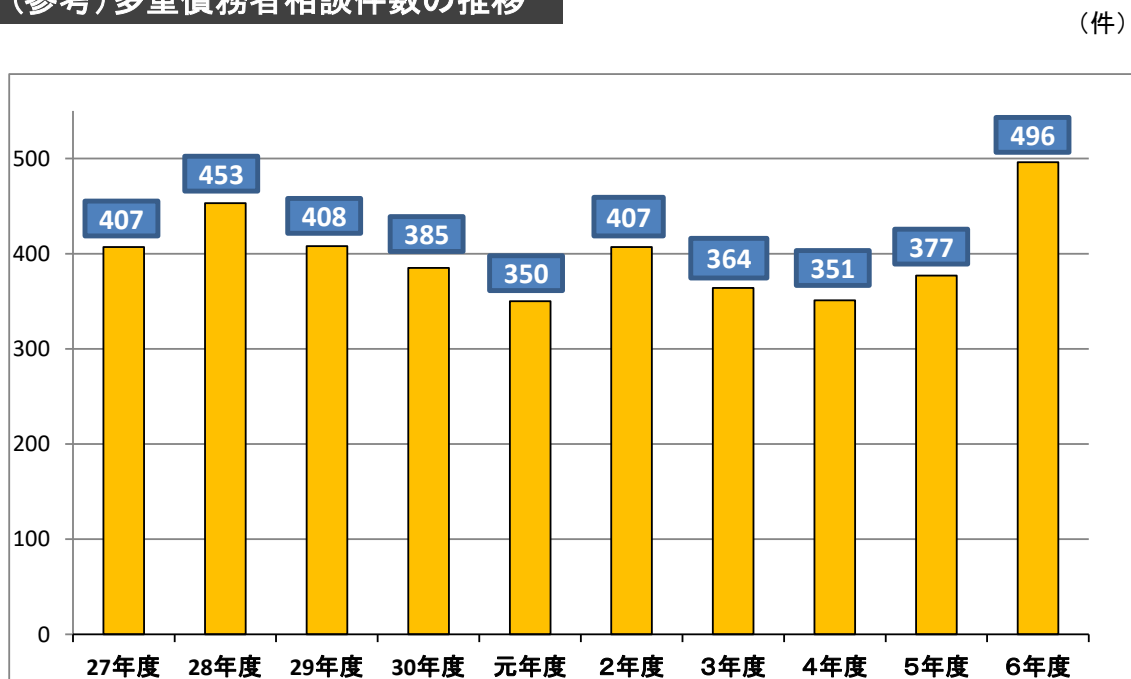
相談窓口を知ったきっかけ



相談結果

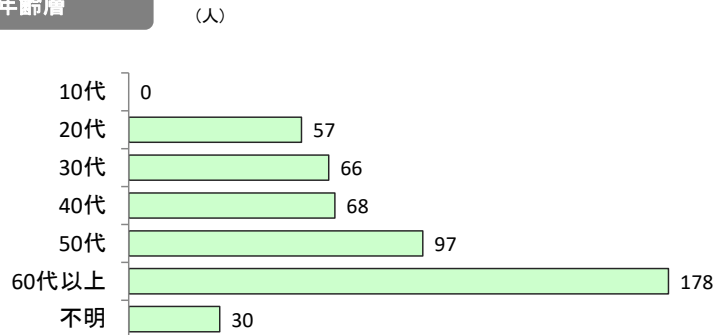


(参考) 多重債務者相談件数の推移



相談者のプロフィール

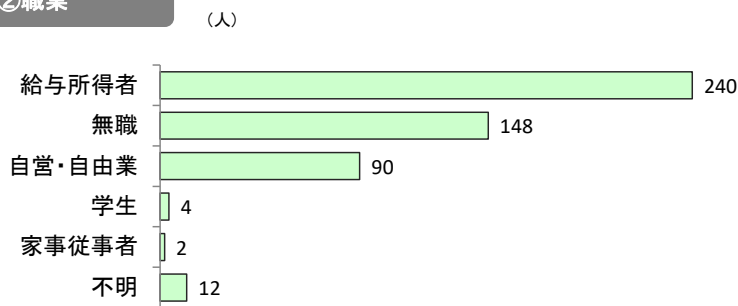
①年齢層



	令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
10代	0	0.0	0	0.0
20代	33	8.8	57	11.5
30代	48	12.7	66	13.3
40代	70	18.6	68	13.7
50代	69	18.3	97	19.6
60代以上	140	37.1	178	35.9
不明	17	4.5	30	6.0
合計	377	-	496	-

- ・ 60代以上の方からの相談が最も多く、全体の3割を超えている。
- ・ 20代、30代及び50代の構成比が前年度比で上昇している。

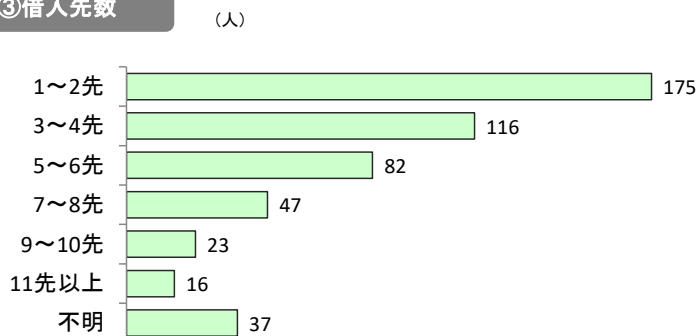
②職業



	令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
給与所得者	172	45.6	240	48.4
無職	126	33.4	148	29.8
自営・自由業	67	17.8	90	18.1
学生	0	0.0	4	0.8
家事従事者	4	1.1	2	0.4
不明	8	2.1	12	2.4
合計	377	-	496	-

- ・ 職業は、給与所得者が約半数を占めており、構成比は前年度比で2.8ポイント上昇している。
- ・ 自営・自由業は、前年度と同様、全体の2割程度となっている。

③借入先数



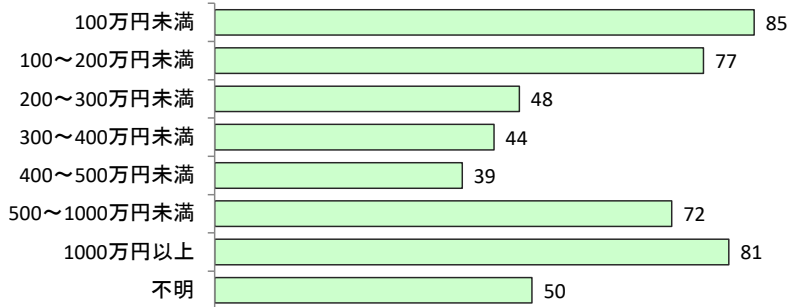
	令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1～2先	124	32.9	175	35.3
3～4先	108	28.6	116	23.4
5～6先	53	14.1	82	16.5
7～8先	29	7.7	47	9.5
9～10先	17	4.5	23	4.6
11先以上	13	3.4	16	3.2
不明	33	8.8	37	7.5
合計	377	-	496	-

- ・ 借入先数は、1～2先で全体の3割を超えているが、5～6先、7～8先及び9～10先の構成比が前年度比で上昇している。
- ・ 平均借入先数は4.1先で、前年度(4.1先)と同数となっている。

相談者のプロフィール

④借金の額

(人)

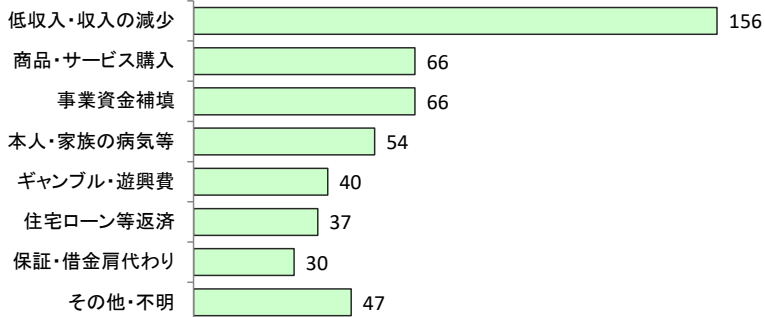


	令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
100万円未満	71	18.8	85	17.1
100～200万円未満	67	17.8	77	15.5
200～300万円未満	38	10.1	48	9.7
300～400万円未満	34	9.0	44	8.9
400～500万円未満	26	6.9	39	7.9
500～1000万円未満	47	12.5	72	14.5
1000万円以上	64	17.0	81	16.3
不明	30	8.0	50	10.1
合計	377	-	496	-

- 借金の額は、200万円未満が全体の3割を超えているが、400～500万円未満及び500～1,000万円未満の構成比が前年度比で上昇している。
- 平均借入額は953.9万円で、前年度(771.9万円)比で182万円増加している。

⑤借金のきっかけ

(人)



	令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
低収入・収入の減少	128	34.0	156	31.5
商品・サービス購入	65	17.2	66	13.3
事業資金補填	57	15.1	66	13.3
本人・家族の病気等	23	6.1	54	10.9
ギャンブル・遊興費	30	8.0	40	8.1
住宅ローン等返済	40	10.6	37	7.5
保証・借金肩代わり	16	4.2	30	6.0
その他・不明	18	4.8	47	9.5
合計	377	-	496	-

- 借金のきっかけは、「低収入・収入の減少(生活費・教育費等の不足等)」が全体の3割を超えている。
- 「本人・家族の病気等」、「ギャンブル・遊興費」及び「保証・借金肩代わり」の構成比が前年度比で上昇している。

(注)構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。

実際の相談・解決事例

① 40代、債務額1,500万円

若い頃から、ギャンブルが原因で生活費が不足すると消費者金融等から借入れを行い、返せなくなると親や配偶者に肩代わりしてもらってきた。

現在住宅・車のローンも重なり、返済が困難な状態となっている。

ギャンブル依存の自覚はあり、専門の相談機関から治療を勧められているが、借金については本窓口を紹介してもらった。

債務整理による解決を考えたいが、自宅は残したい。

ギャンブルが原因の借金、
債務整理したい



個人版民事再生へ

世帯全体の家計収支を詳しくお伺いしたところ、債務額の圧縮により返済原資が確保され、家計改善が図られることが見込まれました。自宅を残したいという相談者の意向も踏まえ、個人版民事再生又は任意整理による解決について専門家への相談を勧め、弁護士会の無料相談に誘導しました。

後日、個人版民事再生の手続きを行うこととなり、それにより住宅ローン以外の債務が圧縮される見込みとの連絡がありました。「これまでと変わらない生活ができ、ほっとしている。病院で依存症の治療も始めた。」とおっしゃっていました。

② 20代、債務額400万円

こころの病により、衝動的に買い物や飲食、旅行を繰り返した結果、消費者金融や後払いサービス等の借金が返せなくなった。

奨学金を受け通っていた学校は現在休学中で、退学する予定であるが、休学中に受けた奨学金の返還も求められている。今後の収入の見込みもなく、返済できないことから自己破産を考えたい。

こころの病から買い物等を繰り返し...
返済が困難で、借金を清算したい



自己破産へ

きっかけはご家族からの相談。後日本人から相談があり、自己破産のメリット・デメリットを説明したうえで、弁護士会の無料相談へ誘導しました。併せて、ご自身の申請により借入れの制限が可能となる日本貸金業協会の貸付自粛制度について紹介しました。

後日、日本司法支援センター（通称：法テラス）の民事法律扶助制度を利用し、奨学金を含めた自己破産手続きを行うと連絡があり、「借金の問題が解決し、相談をして本当によかった。」とおっしゃっていました。

③ 60代、債務額2,500万円

自営業を営んでいるが、新型コロナの影響で売上げが減少したまま回復せず、直近決算で赤字となり、また体調を崩したことで営業活動が思うようにできなかったこともあり、返済が困難な状況となった。

事業は継続していきたいと考えており、取引金融機関に追加融資を依頼したが、審査が通らなかった。

事業資金返済が困難に...
事業は続けたい



任意整理及び経営支援機関
と経営改善の取組みへ

取引金融機関に追加融資を断られていることから、債務整理も選択肢に入れて検討してはどうかと助言しました。そのうえで、事業の継続を強く希望されていることから、経営支援機関の相談窓口へ誘導しました。

後日、経営支援機関から経営支援計画書等の作成支援を受け、取引金融機関と既存借入の返済条件変更の交渉を行うこと、併せて営業手法や後継者の検討について継続した支援を受けることとなったと連絡がありました。

参考：債務整理の方法（「多重債務者相談の手引き」より）

- 任意整理：裁判所を通さずに、相談者・法律専門家（弁護士等）と貸金業者間の交渉により、債務を整理する方法。貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。
- 特定調停：裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介する方法。法律専門家に依頼することは必須ではありません。貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。
- 個人版：裁判所の関与の下、再生計画を立て、計画に沿って借金を返済する方法。再生計画では、実現可能な民事再生※ 返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。利用者は、定期的な収入がある者等に限られます。
- 自己破産：裁判所の手続きを通して、借金をゼロにする方法。最低限の生活資財を除き、住宅等の財産は失うこととなります。過去7年以内に自己破産をした等の理由がある場合には、借金をゼロにできません。

※「個人版民事再生」という言葉は法律上の用語ではありませんが、本頁では、分かりやすい表現として使用しています。



多重債務者相談を受け付けています

東北財務局では、借金に関する相談に応じています。
専門相談員が相談者のお悩みを丁寧にお聞きし、必要に応じて
弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行っています。
相談は無料で、秘密は厳守いたします。
お気軽にご相談ください。



- 【受付日】 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
【受付時間】 窓口により異なります。各窓口を参照ください。
【相談窓口】

○東北財務局理財部 金融監督第三課

宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 5 階

【受付時間】 9 時から 12 時、13 時から 17 時

電話番号：022-266-5703（直通） ファックス：022-261-1796

○青森財務事務所 理財課

青森県青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 3 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：017-774-6488（直通） ファックス：017-777-3177

○盛岡財務事務所 理財課

岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 4 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：019-622-1637（直通） ファックス：019-622-7482

○秋田財務事務所 理財課

秋田県秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎 3 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：018-862-4196（直通） ファックス：018-864-1765

○山形財務事務所 理財課

山形県山形市緑町 2-15-3 山形第二地方合同庁舎 1 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：023-641-5201（直通） ファックス：023-641-5360

○福島財務事務所 理財課

福島市花園町 5-46 福島第二地方合同庁舎 5 階

【受付時間】 8 時 30 分から 12 時、13 時から 16 時 30 分

電話番号：024-533-0064（直通） ファックス：024-535-9445